

【機密性2】

最高裁デ審第287号

令和7年7月1日

高等裁判所長官殿
地方裁判所長殿
家庭裁判所長殿
最高裁判所首席調査官殿
最高裁判所大法廷首席書記官殿
最高裁判所事務総局局課長殿
最高裁判所事務総局サイバーセキュリティ管理官殿
最高裁判所事務総局デジタル基盤管理官殿
司法研修所長殿
裁判所職員総合研修所長殿
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総局デジタル審議官

総合コミュニケーションツール「Microsoft 365」に関する
管理利用要領について（事務連絡）

標記の管理利用要領を別紙のとおり一部改定しましたので、令和7年7月1日

■■■■■からは、これによってください。

については、所属の職員に対し、本事務連絡の内容を周知してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から周知してください。

8 裁判官による裁判所支給外端末を用いた Microsoft 365 の利用について

(1) [REDACTED] 登録等



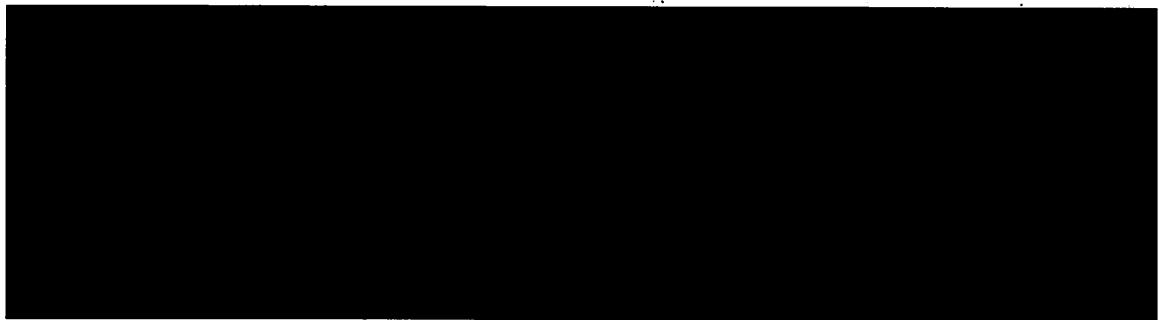
[REDACTED] の定めによる [REDACTED] がされた後に、[REDACTED] に係る裁判所支給外端末について Microsoft 365 へアクセスすることを可能とする設定が行われるところ（第3の4の(1)）、同設定の完了をもって [REDACTED] の通知がされ

たものとし、同端末を用いて Microsoft 365 を利用することができる。

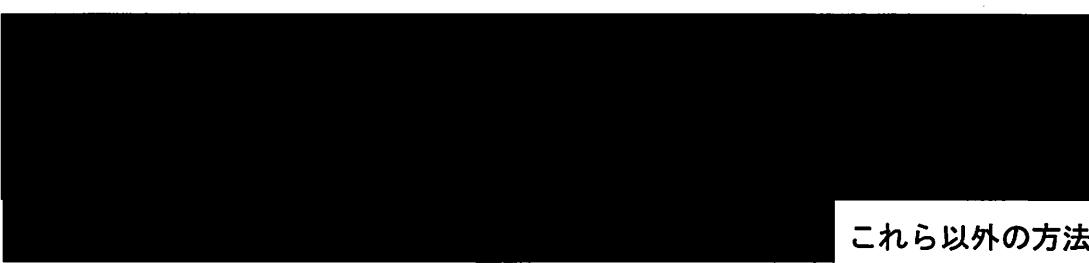
これら以外の

方法（スクリーンショットを撮影する、裁判所支給外端末の画面を他の端末で撮影するなどの方法）で、非公表情報及び機密性 2 情報を ■■■ 管理領域の外に持ち出してはならない。

9 裁判官以外の裁判所職員による裁判所支給外端末を用いた Microsoft 365 の
利用について



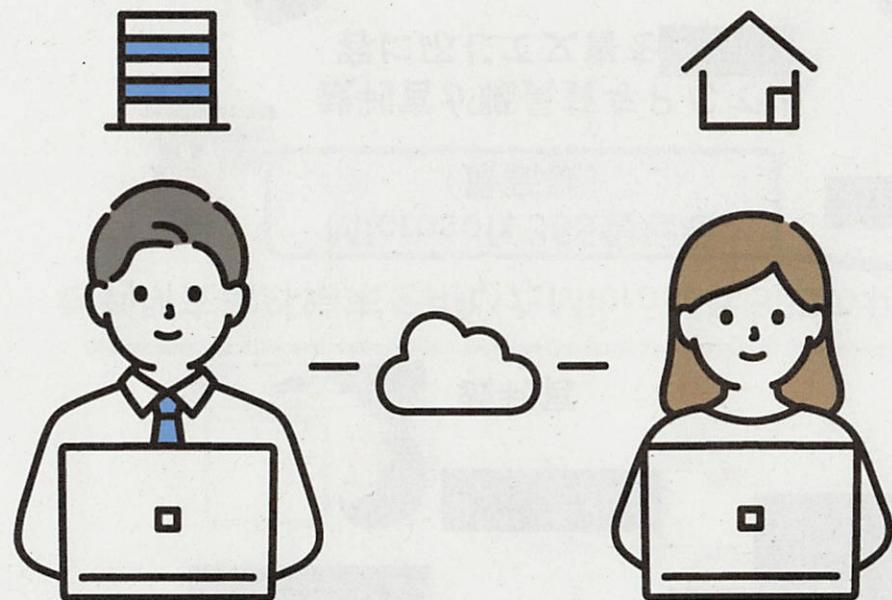
■の定めによる■がされた後に、■に係る裁判所支給外
端末について Microsoft 365 へアクセスすることを可能とする設定が行われ
るところ（第 3 の 4 の (1)） 、同設定の完了をもって■の通知がされた
ものとし、同端末を用いて Microsoft 365 を利用することができる。



これら以外の方法

(スクリーンショットを撮影する、裁判所支給外端末の画面を他の端末で撮影するなどの方法)で、非公表情報及び機密性2情報を [REDACTED] 管理領域の外に持ち出してはならない。

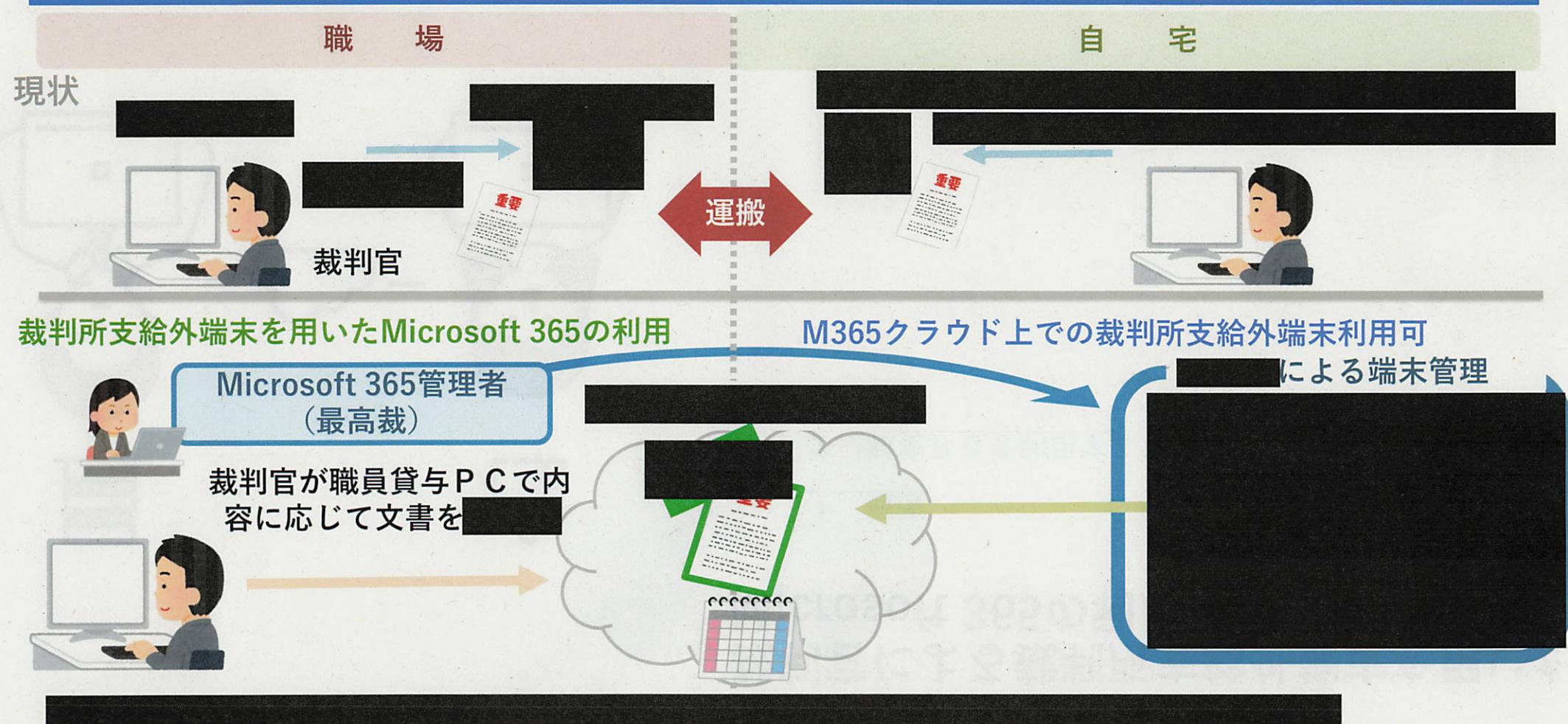
裁判官による裁判所支給外端末を用いた Microsoft 365の利用



1. 概要

2. 私物PCを利用する場合

1. 概要



2. 私物PCを利用する場合

Microsoft 365管理者（最高裁）がアプリ（[REDACTED]）により端末を管理

私物PCの管理

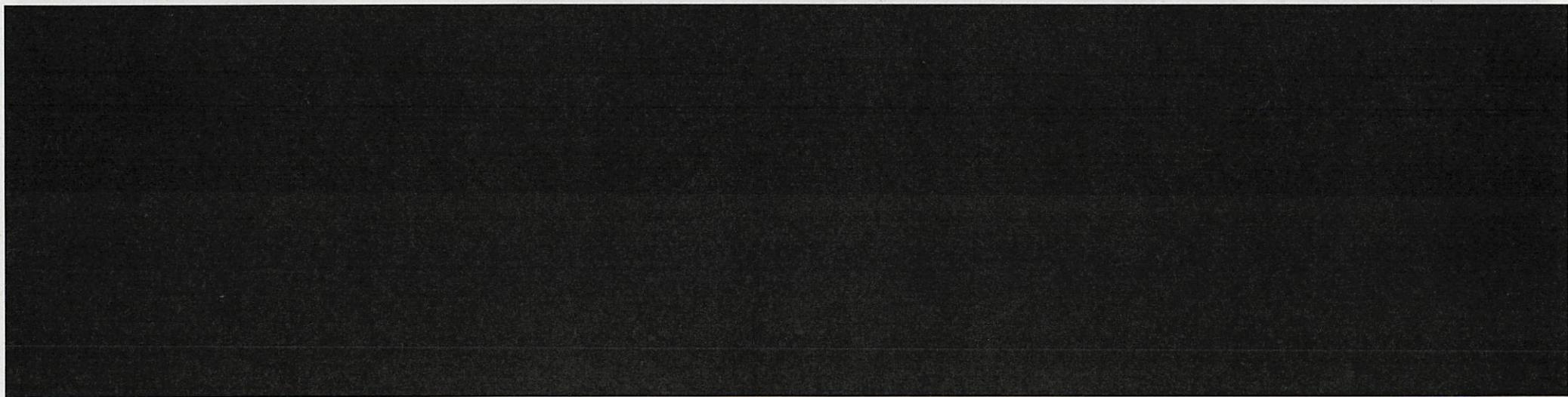
同意事項

必要な手続きと利用上のルール

遵守事項



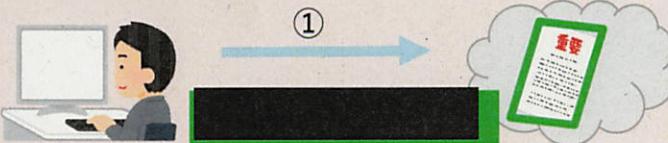
2. 私物PCを利用する場合



2. 私物PCを利用する場合

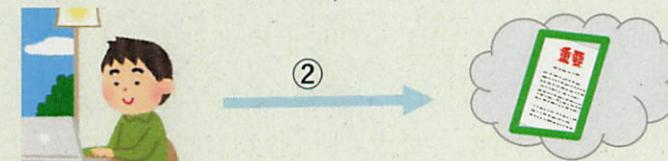
具体的な流れ（イメージ）

職場（私物PC利用前）

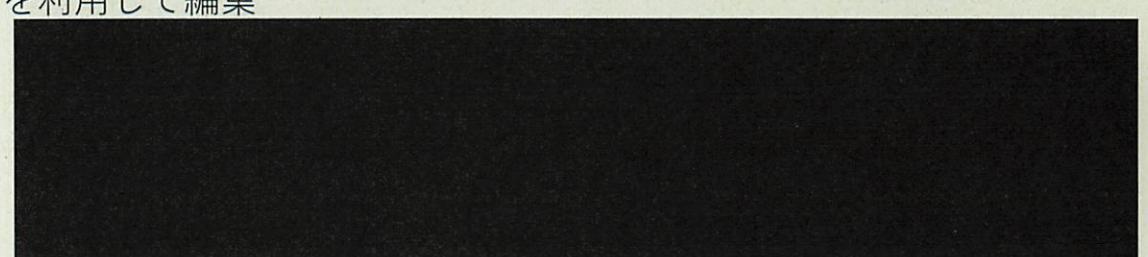


①職員PCで起案した判決文データに、[REDACTED]を付した上で、[REDACTED]

自宅（私物PCで起案文書を編集）

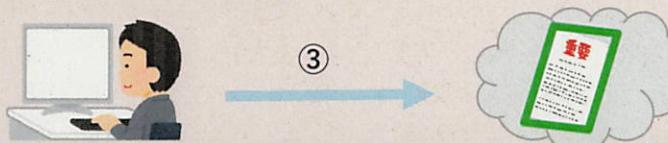


②私物PCからは、[REDACTED]①のデータを利用して編集



→誤ダウンロード防止・受け手の扱いやすさの観点から、Teams上で扱うファイルについて、Zipファイルを利用する必要があるか考えましょう。

職場（私物PC利用後）



③職員PCで①のデータを引き続き編集できます。また、同データについて[REDACTED]を付す必要がなくなった場合は、[REDACTED]を外すことができます。

最高裁デ審第11号

令和7年1月31日

高等裁判所長官殿
地方裁判所長殿
家庭裁判所長殿
最高裁判所首席調査官殿
最高裁判所大法廷首席書記官殿
最高裁判所事務総局局課長殿
最高裁判所事務総局デジタル基盤管理官殿
司法研修所長殿
裁判所職員総合研修所長殿
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総局デジタル審議官

最高裁判所事務総局サイバーセキュリティ管理官

情報セキュリティに関する対策基準の運用について（通知）

平成19年3月16日付け最高裁情政第000156号事務総長通達「裁判所の保有する情報及び情報システムの取扱いについて」記第5の定め及び令和7年1月31日付け最高裁デ審第10号デジタル審議官通達「情報セキュリティに関する対策基準について」の定めに基づき、同通達の運用について、別紙のとおり定めましたので、令和7年7月1日からはこれによってください。

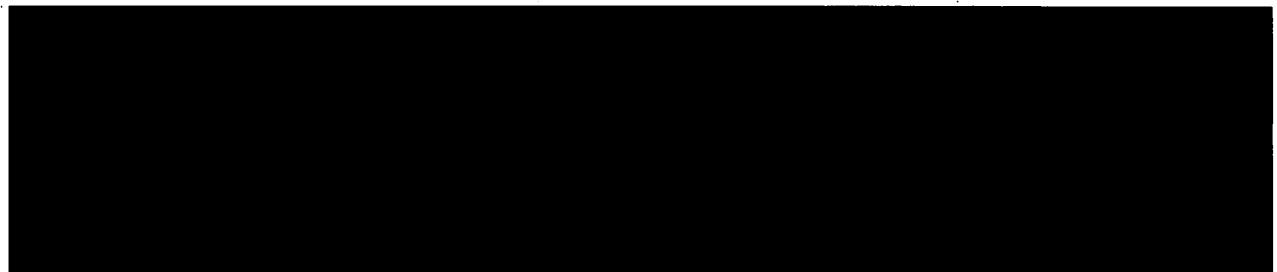
なお、令和6年4月1日付け最高裁デ審第2号デジタル審議官通知「情報セキュリティに関する対策基準の運用について」は、令和7年6月30日限り、廃止します。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から周知してください。

(別紙)

情報セキュリティに関する対策基準の運用通知

















「情報セキュリティポリシー」ユーザーズガイド







情報セキュリティポリシー関係

担当者向け執務資料

令和7年6月

最高裁デジタル総合政策室セキュリティ・基盤グループ

